

2 有朋会会則

(名 称)

第1条 本会は有朋会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を兵庫県立和田山高等学校におく。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会 員)

第5条 本会は次の者をもって組織する。

- (1) 正 会 員 八鹿高等学校和田山分校卒業生
豊岡実業高等学校和田山分校卒業生
和田山商業高等学校卒業生
和田山高等学校卒業生

- (2) 特別会員 現職員ならびに職員であった者および本会が推薦した者。

(支 部)

第6条 本会は必要な都市および地方に支部をおくことができる。

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名 総会で正会員中より選出
- (2) 副会長 2 名 総会で正会員中より選出
- (3) 代議員 若干名 正会員中より会長が委嘱する。
- (4) 監 事 2 名 会員中より選出する。
- (5) 会 計 1 名 会員中より選出する。

(任 務)

第8条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 代議員 本会の主要事項を代議する。
- (4) 監 事 本会の会計を監査する。
- (5) 会 計 本会の会計を処理する。

(任 期)

第9条 本会役員の仕事は4年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧 問)

第10条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、第3条の目的達成のために必要な学識経験のある者のうちから、会長が代議員会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、本会の目的達成について必要な事項について会長の諮問に応ずる。

(総 会)

第11条 本会は必要に応じて総会を開く。なお、必要に応じて会長は代議委員会を開くことができる。

(議 決)

第12条 総会は会則の変更、その他の重要事項を決議して、その決議は出席会員の多数決による。ただし、代議員会を以て総会に代えることができる。

2 総会の決議は出席会員の多数決による。ただし、緊急を要する場合は、代議委員会で決議することができる。

(会 費)

第13条 正会員は入会の際、会費を納入しなければならない。なお、正会員から必要に応じて会費を徴収することができる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則は、昭和40年8月15日より実施する。

昭和49年1月15日 本条の一部改訂を実施する。

平成11年4月1日 本条の一部改訂を実施する。

令和5年4月1日 本条の一部改訂を実施する。